

(案)

鷺宮西中学校区における 義務教育学校の施設整備方針



久喜市小・中学校
マスコットキャラクター
「はぴるん」

令和4年 月
久喜市教育委員会

目次

I	はじめに	1
1	学校の適正規模・適正配置	1
2	小・中一貫教育の取り組み	2
3	義務教育学校設置の意義	3
4	鷺宮西中学校区に義務教育 学校を設置する目的と経緯	4
II	整備の基本目標	6
	基本目標1 新しい時代の学びを実現する教育環境づくり	6
	基本目標2 児童生徒の健康、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設	6
	基本目標3 安全・安心に配慮した学校施設	7
	基本目標4 環境に配慮した学校施設	7
	基本目標5 維持管理しやすい学校施設	7
III	施設整備方針	8
1	屋内施設	8
	(1) 学習関係諸室	8
	(2) 共通・共用空間	9
	(3) 管理関係諸室	10
	(4) 屋内運動場	10
2	屋外施設	11
	(1) 屋外動線	11
	(2) 屋外運動場	11
	(3) その他屋外施設	11
3	設備関連	11
	(1) 照明設備	11
	(2) 情報通信設備	12
	(3) 空調設備	12
	(4) 防犯設備・防犯対策	12
	(5) 環境配慮	12
4	外観・内装	12
	(1) 外観	12
	(2) 内装	12
	(3) 安全性	12
5	その他	13
	(1) 放課後児童クラブ	13
	(2) 地域開放する施設	13

IV	学校規模と施設の構成	14
1	将来児童生徒数の想定	14
2	施設規模の考え方	15
V	建設予定地の概要	18
VI	整備スケジュール案の検討	21
1	整備について	21
2	スケジュール案	21
VII	事業財源について	22



市の花 コスモス

Ⅰ はじめに

久喜市教育委員会では、平成25年策定の第1期となる久喜市教育振興基本計画、平成30年策定の第2期久喜市教育振興基本計画において、「未来をひらく 心豊かな久喜の人づくり」を基本理念に掲げ、様々な施策に取り組んできました。また、現在は、「だれもが夢と志をもち みんなで豊かな人生を切り拓く 久喜の教育」を基本理念に掲げた、令和5年度を初年度とする第3期久喜市教育振興基本計画の策定に向けて、作業を進めているところです。

様々な施策の一つとして、市内小・中学校の児童生徒の減少による小規模化の課題を解消するため、学校の適正規模・適正配置に取り組んでおり、令和3年4月1日には、旧江面第一小学校と旧江面第二小学校を統合して、新たに江面小学校を開校し、令和4年4月1日には、旧菖蒲中学校と旧菖蒲南中学校を統合して、新たに菖蒲中学校を開校いたしました。

そのような中、上内小学校においても、急激な児童減少等による学校の小規模化が進んでいることから、保護者や地域の皆様のご意見や、久喜市立小・中学校学区等審議会の答申をうけ、令和4年4月に教育委員会定例会において、鷺宮小学校、上内小学校、鷺宮西中学校の3校を統合した、義務教育学校の設置の方針を決定いたしました。

本整備方針は、鷺宮西中学校区における義務教育学校の設置に関して、児童生徒の学習環境の向上や、学校施設の改善等を目的とし、国が示す義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備方針、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画及び学校施設整備指針を踏まえ、施設整備に対する考え方や方向性を明確にするものです。

今後、基本設計や実施設計の段階で、建物の構造や詳細な配置、各階のレイアウト、備えるべき機能や設備、建物内外のデザイン等をまとめ、学校施設の具体的な完成時の姿を明確にしていきます。

1 学校の適正規模・適正配置

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

一方、本市における現在の児童生徒数は、少子化の影響により30数年前のピーク時の半数近くに減少しており、平成28年3月に市が策定した「久喜市人口ビジョン」では、2060年（令和42年）の展望人口が110,359人と見込まれ

ており、今後も児童生徒数の減少が進行するものと考えられ、小・中学校の小規模化も進んでいくものと考えられます。

このような学校の小規模化は、児童生徒を取り巻く教育環境に様々な影響を及ぼし、児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすいなど、学習や学校生活に課題が生じることが懸念されています。

こうした課題を解決するため、学校規模や配置の適正化を進めることが必要と考え、平成29年1月に「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、取り組んでいます。

また、本市では、総務省が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、市が保有する公共施設の持続的な維持管理を図るため、アセットマネジメントの推進に取り組んでおり、市が保有する公共施設の延べ床面積の約60パーセントを占める学校施設については、建築後30年以上を経過しているものが約75パーセントという状況であり、将来的な維持管理を図るためには、適正規模・適正配置の観点を考慮しつつ、学校施設の統合や長寿命化を検討する必要があります。

2 小・中一貫教育の取り組み

本市では、義務教育の9年間を一体的にとらえ、小・中学校9年間の学び（学習面）と育ち（生活面）の連続性を重視した、小・中一貫教育を推進しており、各中学校区単位で取り組んでいます。

具体的には、教育課程を各中学校区内で共有し、小学生の一部教科において、中学校教員による専門性を活かした指導を行い、情報交換や相互理解を深める教科指導の充実を図っています。早い時期から担任以外の教員と関わることで、児童生徒を多面的に捉えることができ、一人ひとりのもっている可能性や能力を最大限に伸ばす教育に取り組んでいます。

また、次代を担う児童生徒が社会で活躍していくためには、周囲の人々と望ましい人間関係を形成し、社会と関わる力の育成、すなわち社会性を育成することが重要です。しかし、家庭・地域における社会性育成機能が低下しているとともに、多様な人間関係の中で、関りをもつ機会が減り、社会性が生まれにくくなっている現状があります。そのようなことから、小学生の中学校部活動体験や中学生吹奏楽部による小学校を訪問する演奏の披露、サマースクールなど各中学校区単位で小・中学生が一堂に会する学校行事に取り組んでいます。また、大規模な災害を想定した小中合同引き渡し訓練にも取り組んでいます。

今後も引き続き、これまでの取り組みにおける成果等を生かしながら、小・中一貫教育の更なる推進に向けて取り組んでいきます。



中学校での部活動体験



災害時を想定した小中合同引き渡し訓練

3 義務教育学校設置の意義

(1) 義務教育学校とは

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小学校、中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行うことを趣旨として、学校教育法の改正により、平成28年4月から設置できるようになった新たな学校種で、令和3年度までに、全国に151校設置されています。

義務教育学校では、現行の小学1年生から6年生を「前期課程」、中学1年生から3年生までを「後期課程」として区切り、学年の呼称は全学年を通して、1年生から9年生となります。また、学習等の指導面については、1年生から4年生を「基礎・基本期」、5年生から7年生を「習熟・接続期」、8年生から9年生を「充実・発展期」として、9年間を見通したカリキュラムを組みます。



(2) 義務教育学校に期待する効果

- 義務教育の9年間を見通した柔軟な教育課程を編成することができます。
- 中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、いわゆる「中1ギャップ」の軽減が図れます。
- 小学校の高学年にあたる5年生から教科担任制の導入が容易になり、よりきめ細かい専門性の高い授業が実現します。

- 1年生から9年生までの異学年交流が容易になり、より多様性のある学校集団が形成されます。
- すべての児童生徒が、いつでもどこでも誰とでも学べる学習体制の充実が図れます。
- 9学年合同の学校行事や地域と学校の一体的な活動による豊かな人間性・共感力の育成が図れます。
- 9年間のつながりを生かし、ICTを活用した相談・支援体制の充実が図れます。
- 教科横断的な学びの充実とICT教育の更なる推進、地域・企業等の連携による他者と協働しながら新たな価値を創造する力が育成されます。

(3) 義務教育学校設置に伴う課題

- ◆各学校の伝統や歴史を新設される義務教育学校にどのように引き継いでいくか、検討する必要があります。
- ◆3校の統合に伴う校舎等の増築により、屋外運動場の面積が狭くなるため、敷地拡張に向けた用地取得を進める必要があります。
- ◆上内小学校と鷺宮小学校の跡地利活用について、学校が地域のコミュニティにおいて重要な役割を果たしてきたことを踏まえ、地域の実情など様々な視点で総合的に勘案し、検討する必要があります。

4 鷺宮西中学校区に義務教育学校を設置する目的と経緯

(1) 義務教育学校を設置する目的

上内小学校の急激な児童数減少による学校の小規模化という課題への対応を機に、鷺宮西中学校区における小・中一貫教育の更なる推進、鷺宮小学校、上内小学校、鷺宮西中学校の3校の距離が近く、統合した場合の通学上の課題が生じにくいという適正配置の観点、統合による児童生徒数が約450人（1学年2学級）となり、一定の児童生徒数が確保できるという適正規模の観点などを総合的に勘案し、これら課題の解消や教育環境の更なる充実を図るため、鷺宮西中学校区に義務教育学校を設置することといたしました。

(2) 義務教育学校の設置方針決定の経緯

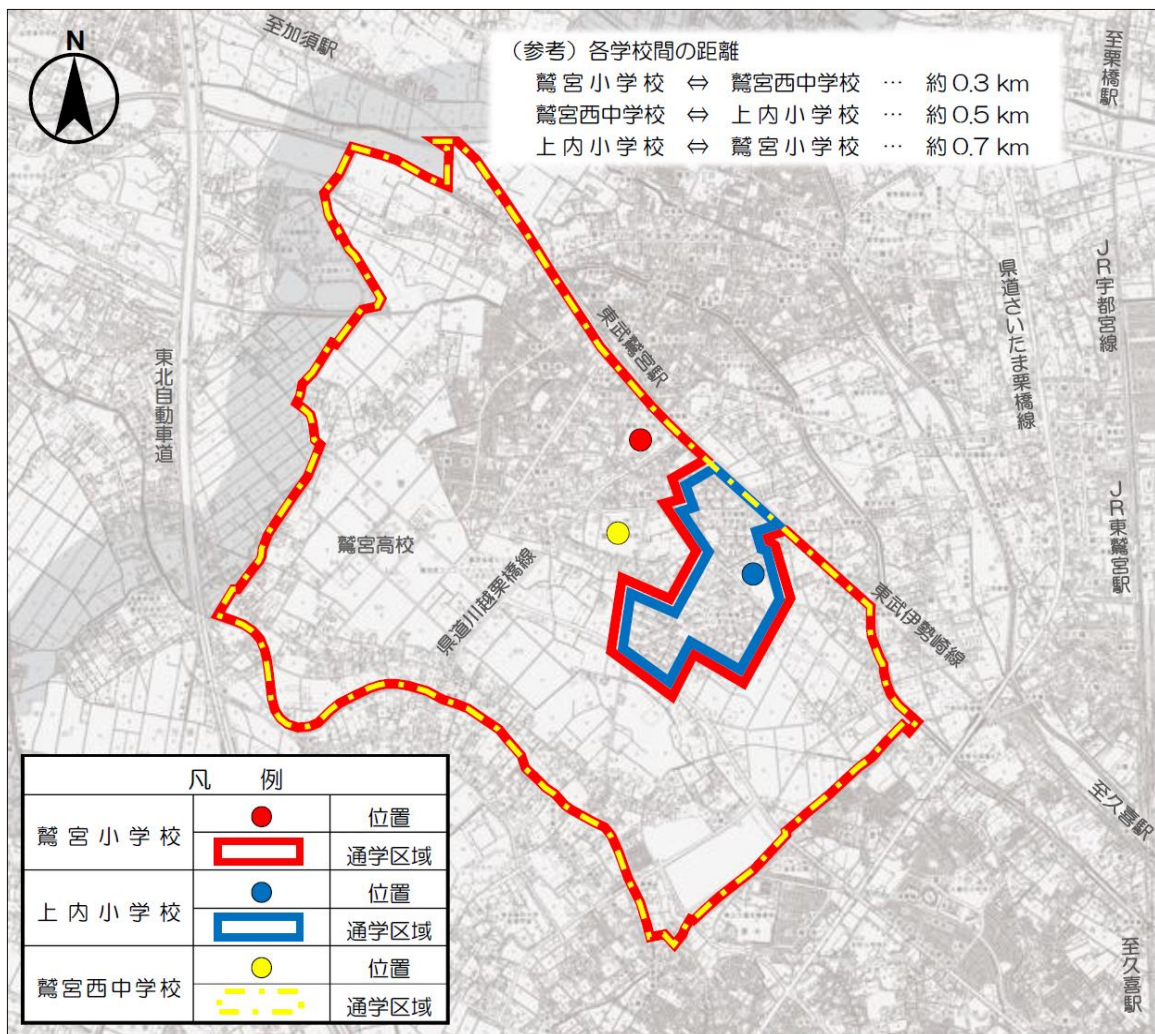
上内小学校の急激な児童数減少による学校の小規模化という課題を解消するため、平成29年5月24日付けで、久喜市立小・中学校学区等審議会に「久喜市立上内小学校の小規模化に伴う学校統廃合等の検討について」を諮問するとともに、関係学校の保護者や地域の方々を対象に説明会等を行ってきました。

久喜市立小・中学校学区等審議会において、説明会等の報告内容や小・中一貫教

育の推進、学校の適正規模・適正配置、新たな学校種である義務教育学校の趣旨等を勘案し、学校統廃合等の審議をしていただいたところ、令和4年3月11日付けで、「久喜市立上内小学校は、久喜市立鷺宮小学校及び久喜市立鷺宮西中学校と統合し、統合による新たな義務教育学校を現在の久喜市立鷺宮西中学校の位置に開校することが望ましい」旨の答申がなされました。

そして、本答申を受け、令和4年4月21日に開催いたしました、久喜市教育委員会令和4年4月定例会において、鷺宮小学校、上内小学校、鷺宮西中学校の3校を統合し、現在の鷺宮西中学校の位置に新たに義務教育学校を設置する方針を決定いたしました。

鷺宮西中学校区 3校の位置及び学校間の距離



II 整備の基本目標

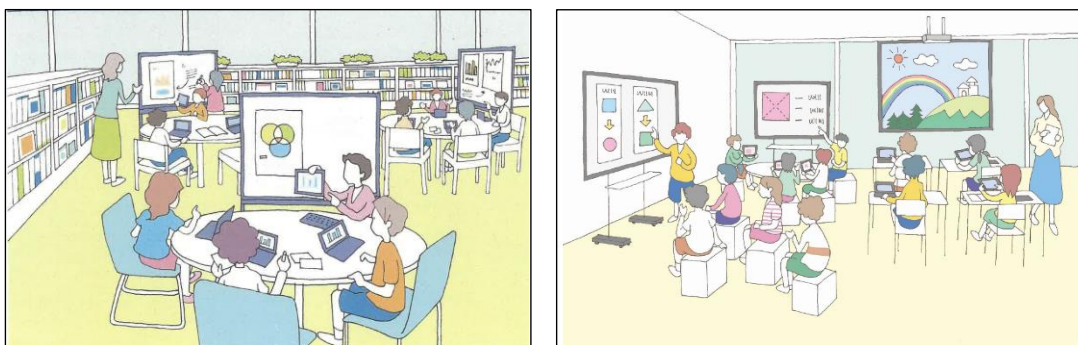
鷺宮西中学校区に義務教育学校を設置するにあたり、施設整備に関する基本目標を次のとおり設定します。

基本目標

- 1 新しい時代の学びを実現する教育環境づくり
- 2 児童生徒の健康、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設
- 3 安全・安心に配慮した学校施設
- 4 環境に配慮した学校施設
- 5 維持管理しやすい学校施設

基本目標1 新しい時代の学びを実現する教育環境づくり

- ・ICTを活用する環境を整え、「久喜市版未来の教室」を実施し、紙と黒板中心の学びから、タブレットPC端末などを文房具として活用し、多様な学びが展開されていく施設の整備を目指します。
- ・読書・学習・情報の拠点施設となるように、学校図書館を「ラーニング・ commons」として整備します。



【学習空間のイメージ】（文部科学省 HP より）

基本目標2 児童生徒の健康、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設

- ・学校は、児童生徒が多く時間を過ごす場所であり、心身の発達に大きな影響を与えます。施設整備に使用する素材は、触覚や匂い、視覚などにも配慮し、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりを行います。
- ・調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果があるなど、人にやさしく心休まる素材である木材を用い、ぬくもりと潤いのある学習環境づくりを行います。

-
- ユニバーサルデザインに配慮し、障がいの有無に関わらず、児童生徒が支障なく学校生活を送ることができる学校施設づくりを目指します。



南河内小中学校（下野市 HP より）



久喜南中学校

【木質空間イメージ】

基本目標3 安全・安心に配慮した学校施設

- 自然災害に強く、安全・安心を実現する施設整備を行います。
- 災害時における地域の避難施設として施設整備を行います。
- 不審者対策など、防犯に配慮した施設整備を行います。
- 敷地内における、歩行者や自動車、自転車の動線に配慮し施設整備を行います。

基本目標4 環境に配慮した学校施設

- 環境負荷を低減し、地球環境に配慮した学校施設として整備します。
- 周辺環境への影響を最小限に抑えた施設整備を行います。

基本目標5 維持管理しやすい学校施設

- 建物の維持管理費用の削減や長寿命化を図るため、ライフサイクルコスト（LCC）に配慮します。
- 内装や設備等が、将来の学習形態の多様化に容易に対応できるように施設整備を行います。

III 施設整備方針

鷺宮西中学校区における義務教育学校は、児童生徒と教職員等が円滑に連携及び交流が図れるように、施設一体型として、既存の鷺宮西中学校の校舎と新設校舎を同一敷地に整備します。

- ・特別教室等については、前期課程・後期課程の児童生徒での供用を検討し、不足となる諸室を適切な配置・規模・設備で整備します。
- ・児童生徒や教職員にとって、安全・安心で機能的な教育環境となるよう整備します。
- ・前期・後期の児童生徒が供用する場所は、体格差により生じる事故を防ぐための措置を講じます。
- ・既存校舎と新設校舎をつなぐ動線は、既存校舎の構造、施設状況を考慮します。
- ・児童生徒の異学年間の交流が自然に行えるよう、施設の整備を検討します。

施設整備方針の基本となる考え方について次項以降にまとめます。

1 屋内施設

(1) 学習関係諸室

①普通教室

- ・1人に1台、タブレットPC端末を文房具として活用しながら、多様な授業、学習形態が行える空間とします。
- ・1年生から4年生の教室は新校舎へ、5年生から9年生の教室は既存校舎への配置を検討します。

②多目的室

- ・普通教室に転用可能な仕様とし、普通教室と連携した活用が可能な配置を検討します。

③理科室

- ・理科室には準備室を併設し、必要に応じた薬品庫等の整備を検討します。
- ・学習内容や安全面に配慮した設備を整備します。



【多目的室イメージ】南河内小中学校
(下野市HPより)

④音楽室

- ・音楽室には準備室を併設し、必要に応じた楽器庫等の整備を検討します。
- ・新校舎に配置する音楽室は他の教室や近隣への音の影響に配慮し、適切な防音対策を行います。
- ・室内の形状や内装材については、音響に配慮します。

⑤図工室

- ・新校舎に整備する図工室には、準備室を併設します。
- ・学習内容に配慮した設備を整備します。

⑥学校図書館

- ・新校舎に整備する学校図書館を読書・学習・情報のセンターとなる「ラーニング・commons」とし、全学年が活用できる施設の整備を検討します。
- ・学年間の交流の場となり、全学年が利用しやすい配置となるよう検討します。



【学校図書館のイメージ】(文部科学省 HP より)

⑦コミュニティルーム(多目的ルーム)

- ・統合する3校それぞれの歴史、伝統、文化の保存と継承が図れるような施設を整備します。

(2) 共通・共用空間

①玄関・昇降口

- ・昇降口は、既存校舎に配置される予定の学年分については、既存校舎の継続活用を検討します。

②トイレ・手洗い

- ・維持管理を考慮した清潔で明るいトイレを整備します。
- ・バリアフリーを図るため、車いすの利用者や日常生活で制約を受ける方などに配慮した多目的トイレを設置します。どなたでも利用しやすいトイレとするため、親しみやすく名称を「みんなのトイレ」とします。

③廊下・階段・エレベーター

- ・廊下は、接触事故の抑止や災害時などの避難が容易となるように、動線や見通しに配慮します。
- ・新校舎に整備する階段は、小学校の基準に則った段の寸法とします。また、既存校舎の階段は、前期課程の児童にも使い易いように、適切な高さ到手摺りを設置するなど配慮します。
- ・新校舎と既存校舎、既存屋内運動場の段差を解消するため、スロープ等の整

備を検討します。

- ・バリアフリー化を図るため、新校舎にエレベーターを整備します。

(3) 管理関係諸室

①教職員諸室（校長室・職員室・印刷室）

- ・職員室は、新校舎に配置する計画とし、屋外運動場の全体が見渡せるような配置を検討します。また、教職員相互の情報交換などの連携が図りやすくなるよう配慮します。
- ・校長室は、職員室の近くになるような配置とします。

②教材室（資料室）

- ・新校舎に教材室（資料室）の整備を検討します。

③保健室

- ・既存校舎の保健室の他に、新校舎にも新たに保健室を整備します。
- ・保健室の前まで緊急車両の乗り入れが可能となるように配置します。
- ・新校舎に整備する保健室は、屋外運動場への見通しがよく、出入りが容易となるよう配置します。

④相談室

- ・新校舎に相談室を整備します。
- ・相談内容が外に漏れないよう防音に配慮します。
- ・相談室内の人が特定できないように配慮します。

⑤配膳室

- ・配膳室について適切な規模となるよう検討します。
- ・給食配送車については、安全で搬入出が容易な動線となるように検討します。

(4) 屋内運動場

①既存屋内運動場（第1）・第2屋内運動場

- ・1年生から9年生までの義務教育学校における体育授業時数や教材・教具の整備等を踏まえ、新たに第2屋内運動場を整備します。

《体育の授業時数について》

学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
年間総時数	102	105	105	105	90	90	105	105	105	912
1学級あたりの週時数	3	3	3	3	2~3	2~3	3	3	3	25~27
想定学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
週あたりの必要時数	6	6	6	6	4~6	4~6	6	6	6	50~54

※上の表には入っていませんが、特別支援学級の体育（令和8年度は4学級程度を想定）も加味する必要があります。上の表のように、1週間にかけ

る、9 学年 18 学級で必要な体育時数は 50 時間～54 時間となっています。学校における、1 週間の時数枠は最大で 30 時間になります（5 日間×6 時間）。屋内運動場で行う体育単元と屋外運動場で行う体育単元を分けて行うようにした年間計画を作成し、1 週間 30 時間の時間枠内で収まるように工夫することは不可能ではありませんが、天候により屋外運動場が使用できないことも年間を通して多くあります。

- ・前期課程と後期課程では、バスケットボールのゴールの高さやコート の規格が異なるため、第 2 屋内運動場には、前期課程用のミニバスケットボールのゴールとコートを整備します。
- ・第 2 屋内運動場は、教室等への騒音や振動に十分配慮して整備します。

②格技室

- ・既存屋内運動場（第 1）の格技室を引き続き活用します。

2 屋外施設

（1）屋外動線

- ・児童生徒や車両の動線は、安全面に配慮します。
- ・校舎周囲には、メンテナンス車両が通行できるスペースを確保します。

（2）屋外運動場

- ・屋外運動場には、トラック、サッカーコート、野球場のスペースを確保します。
- ・児童生徒の体格差による事故を抑止するため、前期課程（低学年）の児童が安全にのびのびと運動できる、前期課程屋外運動場を確保します。
- ・テニスコートは、既存と同規模程度の整備を検討します。

（3）その他屋外施設

- ・駐車場は、教職員、来校者用に必要台数を確保します。歩行者の安全性に配慮した配置とします。
- ・障がい者用駐車スペースを確保します。
- ・自家用車による送迎を考慮した配置とします。
- ・駐輪場は、生徒や来校者の利用に十分なスペースとなるように検討します。

3 設備関連

（1）照明設備

- ・環境負荷の低減に配慮し、LED 照明を基本に整備します。
- ・ホール、音楽室等には、調光機能の採用を検討します。

(2) 情報通信設備

- ・児童生徒が利用する教室等には、無線で通信できる校内通信ネットワーク設備を整備します。
- ・児童生徒が利用する教室等では、複数の配線施設の設置等、将来想定される情報環境へ柔軟に対応できる施設を整備します。
- ・児童生徒や教職員が活用する校内通信ネットワークについて、情報漏洩対策に配慮します。

(3) 空調設備

- ・各教室には、空調機器を設置します。
- ・第2屋内運動場等に空調機器の設置を検討します。

(4) 防犯設備・防犯対策

- ・目視による安全確認を基本とし、可能な限り死角の少ない施設の配置を検討します。
- ・防犯設備として、防犯カメラ及びモニター設備を適切な位置に設置します。
- ・防犯対策として、不審者等の部外者が無断で学校に侵入できないよう、玄関等の場所において、セキュリティ対策を強化します。

(5) 環境配慮

- ・自然通風や自然採光など、児童生徒が身近に自然を感じられるような環境整備を検討します。
- ・太陽光発電設備の整備を検討します。
- ・省エネルギー効果の高い設備の整備を検討します。
- ・健康的で明るく快適な環境を確保します。

4 外観・内装

(1) 外観

- ・建物高は、既存校舎の高さとのバランスを考慮し、周辺環境に配慮した整備とします。
- ・周辺からの建物の見え方や建物の向きに配慮した整備とします。

(2) 内装

- ・快適で優しい施設をイメージできる、安らぎや潤いのある学習空間とするため、可能な限り木質化を図ります。

(3) 安全性

-
- 強風や降雷時に備えて、破損しにくく安全性の高い強化ガラスを採用します。
 - 地震など災害時に備えて、非構造部材である天井や照明器具の落下、家具の転倒などに対して未然に危険防止をするための措置を施します。

5 その他

(1) 放課後児童クラブ

- 学校と異なる管理体制に配慮した整備を検討します。
- 利用者の送迎に支障をきたさない配置を検討します。
- 屋外運動場において活動しやすい配置を検討します。

(2) 地域開放する施設

- 地域開放時における学校エリアへの不審者侵入対策について、検討します。
- 地域に開かれ、多様な地域活動に対応できるよう検討します。
- 学校活動だけでなく、放課後や地域での活動をあらかじめ考慮し、配置を検討します。
- 屋外の夜間照明設備の設置について、検討します。

IV 学校規模と施設の構成

1 将来児童生徒数の想定

現時点で開校を予定している令和8年度における児童生徒数の推計は、児童生徒数は約450人、通常学級18、特別支援学級4と見込まれます。

【開校予定年度（令和8年度）における想定教職員数】

役 職	前期課程	後期課程	計
校長	1		1
教頭	1	1	2
教諭	1※1		30
	16	13	
教諭（通級加配※2）	1	1	2
教諭（学校統合支援加配※3）	1		1
教諭（教科指導充実加配※4）	1	1	2
養護教諭	1	1	2
事務職員	1	1	2
教育活動指導員	2	1	3
外国語指導助手（ALT）	1		1
業務員	1		1
安全監視員	1	0	1
合 計			48

※1 「埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準」により、小学校と中学校の教職員の配当数が決められています。義務教育学校の場合は、小学校（前期課程）と中学校（後期課程）の配当数を合わせた数になります。そのため、校長や養護教諭等も合計で2人ずつの配置が可能ですが、校長については、多くの義務教育学校で一人配置とし、もう一人の校長配当分を、教諭として配置しています。

※2 「通級加配」…通級指導教室の指導のための加配教員です。通級指導教室とは、発達障がい等の児童生徒に対して、一人ひとりの児童生徒の障がいに応じた特別の指導を行う教室です。

※3 「学校統合支援加配」…学校統合に対する支援のための加配教員です。

※4 「教科指導充実加配」…児童生徒の学習状況の実態に応じて教科指導の充実を図るための加配教員です。

【開校予定年度（令和8年度）における児童生徒数の推計】

鷺宮小学校、上内小学校、鷺宮西中学校の児童生徒数及び学級数の推移

学校名	鷺宮小学校		上内小学校		鷺宮西中学校		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
4年度	314	12	休校中		160	6	474	18
5年度	303	12			172	6	475	18
6年度	292	12			171	6	463	18
7年度	292	12			165	6	457	18
8年度	294	12			154	6	448	18

2 施設規模の考え方

学校の主要施設の規模の想定、校舎、屋内運動場、駐車場及び校庭等の区分ごとの施設概要を示します。施設概要については、児童生徒数の推移等を考慮して、普通教室18学級を想定して考えています。

【校舎等の構成】

下表は義務教育学校を建設する際に必要な部屋数等と規模の目安です。

※規模は普通教室の面積を1とした場合の数値です。

区 分		教室・スペース等	部屋数等	規 模
普通教室	前期課程	1年1組	1	1
		1年2組	1	1
		2年1組	1	1
		2年2組	1	1
		3年1組	1	1
		3年2組	1	1
		4年1組	1	1
		4年2組	1	1
		5年1組	1	1
		5年2組	1	1
		6年1組	1	1
		6年2組	1	1
		特別支援学級（自閉・情緒）	1	1
		特別支援学級（知的）	1	1
		通級指導教室（自閉・情緒）	1	1
		少人数教室	2	1
多目的室	2	1		

区 分		教室・スペース等	部屋数等	規 模
普通教室	後期課程	7年1組	1	1
		7年2組	1	1
		8年1組	1	1
		8年2組	1	1
		9年1組	1	1
		9年2組	1	1
		特別支援学級（自閉・情緒）	1	1
		特別支援学級（知的）	1	1
		通級指導教室（自閉・情緒）	1	0.5
		少人数教室	1	1
		多目的室	1	1
特別教室	共 用	学校図書館	1	2~3
		コミュニティルーム	1~2	2~3
		児童生徒会室	1	1
	前期課程	理科室	1	1.5
		理科準備室	1	0.5
		音楽室	1	1.5
		音楽準備室	1	0.5
		図工室	1	1.5
		図工準備室	1	0.5
	後期課程	理科室	1	1.5
		理科準備室	1	0.5
		音楽室	1	1.5
		音楽準備室	1	0.5
		技術室	1	1.5
		技術準備室	1	0.5
		美術室	1	1.5
		美術準備室	1	0.5
		被服室	1	1.5
		被服・調理準備室	1	0.5
調理室	1	1.5		
管理諸室等	共 用	放送室	1	0.5
		教材室（資料室）	1	1
		校長室	1	1

区 分		教室・スペース等	部屋数等	規 模
管理諸室等	共 用	職員室	1	3
		印刷室	1	0.5
		相談室	1	0.5
		配膳室	1	1~2
		給湯室	1	0.5
		職員更衣室（男性用）	1	0.5
		職員更衣室（女性用）	1	0.5
	前期課程	保健室	1	1
	後期課程	保健室	1	1
さわやか相談室		1	1	
屋内運動施設	共 用	既存屋内運動場（第1）	1	—
		第2屋内運動場	1	—
屋外運動施設	共 用	トラック	1	—
		テニスコート	1	—
		バックネット	1	—
		遊具	1	—
		前期課程屋外運動場	1	—
その他の施設	前期課程	放課後児童クラブ	2	1

※その他施設として、エレベーター、昇降口、廊下、階段等を整備します。

V 建設予定地の概要

義務教育学校は、1年生から9年生までの児童生徒が同じ施設において共に学び、生活することにより異学年間での交流が盛んになることで、学年の枠を越えた関係の中で多くの人とコミュニケーションを図りながら、その過程において、「自分の考えを伝えたい」、「友だちの考えを聞いてみたい」、「集団で活動することが楽しい」という児童生徒の思いを大切にしながら思考力、判断力、表現力等の育成を図っていきます。

このような教育が実践できて、児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができ施設とするため、先に述べてきたとおり、既存施設の改修のほか、新校舎や第2屋内運動場、遊具、前期課程用の屋外運動場等を整備してまいります。

建設予定地となる学校敷地につきましては、当面は現在の鷲宮西中学校の敷地内での施設整備並びに学校運営となりますが、より充実した施設とするため、並行して用地の拡張に努めてまいります。

ここでは、現在の鷲宮西中学校の施設構成と先述した施設整備の基本的な考えを基に、共通事項や重視する視点を以下のように整理し、学校敷地内における施設の配置計画のイメージを検討します。

●現在の学校敷地状況

- ① 所在地：久喜市上内 1797
- ② 敷地面積：22,388 m²（運動場 14,509 m²、建物敷地 7,879 m²）
- ③ 既存施設：【校舎】昭和 60 年建築（築 37 年）、
鉄筋コンクリート造、4 階建、延床面積 3,823 m²
【屋内運動場】昭和 60 年建築（築 37 年）、
鉄骨造、1 階建（格技室 2 階建）、延床面積 1,387 m²
【部室棟】昭和 60 年建築（築 37 年）、
鉄筋コンクリート造、2 階建、延床面積 205 m²

●施設整備における共通事項や重視する視点

- ① 校舎（特に普通教室）の日当たりの確保
- ② まとまった屋外運動場面積の確保
- ③ 現中学校校舎と新校舎等の連携のしやすさ
- ④ 用地拡張予定地（面積約 5,000 m²）を踏まえた利便性
- ⑤ 工事中も一定の運動場を確保し体育の授業が可能とする

上記を踏まえて配置案 A と B の 2 案を提示し、比較検討について、まとめました。

A 案：西側増築案



メリット	<ul style="list-style-type: none"> • 既存の屋外運動場の大きなレイアウト変更をしなくてよい。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> • 教職員等の駐車場の必要台数が確保できない。 • 既存校舎と新校舎が離れてしまい、施設の利便性が悪くなる。(給食配膳、教室間の移動) • 北側の既存屋内運動場と南側の敷地境界までの距離が短いうえ、既存の屋外運動場への影響を最小限とすると、建築できる面積が小さくなってしまう。 • 用地拡張が可能となった場合、新校舎によって、既存の屋外運動場と拡張された用地が分断されてしまう。 • 新校舎建設後に用地拡張が可能となった場合の、造成工事や維持管理工事の際の、工事関係車両の搬入経路の確保が困難となる。

B 案：東側増築案



<p>メリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存校舎に近接して一体的整備をすることで、施設の利便性がよくなる。 ・既存テニスコートや新校舎の東側を駐車場として、既存の駐車場と一体的に整備することにより、必要な駐車台数を確保できるうえ、利便性がよくなる。 ・用地拡張が可能となった場合、既存の屋外運動場と一体利用ができる。 ・用地拡張が可能となった場合でも、職員室（校舎）から拡張部分を含めた屋外運動場全体を見渡すことができる。
<p>デメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の屋外運動場のレイアウト変更が必要となる。（トラック、バックネット等） ・既存テニスコートを廃する必要があるため、新たなテニスコートを整備する必要がある。

VI 整備スケジュール案の検討

1 整備について

鷺宮西中学校区における義務教育学校の整備につきましては、本整備方針の策定作業に着手する前は、令和7年度の開校を見込んでいましたが、整備方針策定作業を進めていく中で、整備内容や整備手法、予算措置の時期、設計及び工事等に要する期間などを検討した結果、最短で令和8年度の開校を目途にすることとしました。

2 スケジュール案

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基本・実施設計業務委託					
測量業務委託					
地質調査業務委託					
屋外運動場改修工事					
増築校舎等新築工事					
家屋調査業務委託					
既存屋内運動場改修工事					
既存校舎改修工事実施設計業務委託					
既存校舎改修工事					

VII 事業財源について

事業財源については、公立学校施設整備費負担金（国庫補助）の活用を予定しており、令和5年度調査「令和6年度建築計画（5月調査）」に計上を予定しています。

《補助事業の種類》

事業名	負担(算定)割合	事業の内容
義務教育諸学校の新增築	1/2	校舎、屋内運動場等の新增築 (教室不足の解消、学校統合)

※「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第2条第1項参照）。

